

三津浜地区シェアショップみつのわ 出店者募集要項(区画A)

1	事業概要	三津浜地区に開業を希望する意欲ある出店者を対象に、改修した物件をテナントブースとして貸し出し、三津浜地区に新たなにぎわいを創出する。
2	対象となる事業者	三津浜地区への出店に意欲のある個人・グループ等 (すでに起業されている方も対象となります。)
3	対象業種	区画A：飲食店
4	募集数	1 事業者
5	募集要件	(1) 三津浜地区で開業する意思があること。 (2) 三津浜地区のまちづくりに対する理解や、参加・貢献する意思があること。 (3) 三津浜地区の歴史や文化に興味があること。 (4) 出店者自身が事業を継続的に管理できる意思、能力、資金を保持していること。 (5) 衛生的かつ安全に事業を行うこと。 (6) 近隣店舗や地域住民と協力的かつ協調性をもって事業を行うこと。 (7) 特徴のある商品・サービスを提供する店舗であること。 (極力、近隣店舗との業種重複がないことが望ましい。) (8) 国税、県税及び市税等の滞納がないこと。 (9) 開業するにあたっては関係法令を遵守すること。 (10) 共用部分の清掃など物件の維持管理に協力すること。 (11) 物件全体を使ってイベント・キャンペーン等を行う際は協力すること。 (12) 出店者が取り扱う商品・サービスが違法でないこと。 (13) 町内会に加入すること。 (14) 以下の項目に該当しないこと。 ○暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属する。 ○反社会的勢力が経営に実質的に関与している。 ○反社会的勢力を利用している。 ○反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている。 ○反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。 ○応募にあたって、自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を行う。
6	店舗の場所	松山市梅田町4-55 (三津浜小学校付近) ※改修後の店舗の間取り等イメージは別記参考のとおり。
7	出店期間	契約日から2ヶ年間出店可。(再契約あり。)

三津浜地区シェアショップみつのわ 出店者募集要項(区画A)

8	出店者の 経費負担	【家賃負担】 家賃として、次の額を出店者が負担する。(税込み) 区画A：36,000円 ※また、上記の家賃に加え、2,000円/1事業者の共益費を負担する。 【敷金】 家賃の2か月分 【光熱水費・消耗品費】 出店者が賃借する対象区画にかかる費用について、全額負担する。 【備品購入費】 本物件の施設備品以外は出店者が負担する。 【広告宣伝・販促費】 出店者自身の事業にかかる広告宣伝費用は出店者が負担する。 【その他】 出店者の行う事業以外の費用（施設管理費、清掃等）については、三津ハマルの担当者と相談のうえ決定する。
9	申込期間	【区画A】 令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）必着
10	申込方法	下記申込先へ出店申込書と応募書類等を直接提出する。 （その際、出店希望者へ今後の進め方を説明する。）
11	申込先	三津浜にぎわい創出事務所 三津ハマル ○住 所 松山市三津1丁目9-23（iroiro 三津浜内） ○定 休 日 毎週水・木曜日 ○営業時間 10:00～17:00 ○T E L 080-4154-3696
12	選考方法	応募書類による書類審査⇒通過者に対する面談にて決定。 （面談：応募書類提出後、2週間を目処に実施予定。ただし、現在の出店者が応募する場合は、面談を省略する場合がある。）
13	その他 (留意事項)	原則として週2日以上、かつ、1日あたり6時間以上の営業を行うこと。 休業日は極力、土・日曜日を避けて設定すること。 また、申込期間終了後、1か月以内に契約ができること。
14	問合せ先	三津浜地区にぎわい創出実行委員会事務局 （松山市役所まちづくり推進課） T E L：089-948-6942 F A X：089-934-1821 E-mail：mitsu@city.matsuyama.ehime.jp

三津浜地区シェアショップみつのわ 出店者募集要項(区画A)

【別記参考】

○物件 間取り図



部屋に以下の設備あり。

- ・コンセント×3
- ・AC用コンセント×1
- ・電灯用×1

Aの部屋のみ以下の設備あり。

- ・飲食店用として、換気扇・水道設備有り。

※この他、保健所等から設置必須のものは自己負担で設置をお願いします。

三津浜地区シェアショップみつのわ 出店者募集要項(区画A)

○物件 写真

外観



内装
区画A

